

令和4年度 事業計画

前年度本会は、全道的な新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染防止対策を可能な限り優先して取り組んでまいりました。国のまん延防止等重点措置期間には、本市の感染者数は増加が認められ、市担当部局と協議を重ね、総合福祉センターの利用を制限するなど、日頃センターを利用されている皆様には大変ご不便をおかけすることになりましたが、本年度も全道的に感染が収束するまでの間、感染状況を把握し、皆様のご理解を得て、継続して感染防止対策に努めてまいります。

一方、台風や記録的な大雪などの自然災害、人口減少、地域(人間関係)の希薄化など、その対策は待ったなしの状況です。本年1月末現在1万9,964人、老年人口8,609人、高齢化率43.1%のまちとなり、災害時の円滑なボランティア活動の推進、人口減少の加速化、住み慣れた地域の希薄化など、取り組むべき課題は山積しています。

本年度は、第4期地域福祉実践計画「～共に生きる 安心・安全・福祉のまちづくり実践プラン～」の推進4年目を迎えます。新たな変異株が発生するなか感染症の収束の見通しは立っておりませんが、その防止対策と創意工夫を重ね、住民主体の地域福祉活動を住み慣れた地域から始動させるとともに、住民参加による自主的・主体的なまちづくりを支援してまいります。また、市と締結した災害ボランティアセンター設置に関する協定が具体的なものとなるよう作成した設置マニュアルに基づき、市や関係団体と相互に協力し、引き続きその体制の構築に努めてまいります。

さらに、障がい児者から高齢者までの多岐にわたる事業に対し、多様な福祉サービスの提供とともに包括的な支援体制の構築が求められており、一つには、地域福祉活動と介護保険事業等を一体的に推進するとともに、前年度受託した中核機関(成年後見)運営事業を中心に、権利擁護体制の構築も進めてまいります。また、同じく受託事業である相談支援事業(障がい者相談支援)と特定相談支援事業の機能と役割を明確にし、相談支援事業では複雑多岐な事例にも対応してまいります。二つには、持続可能な介護保険事業等の経営に挑むとともに、新たに介護人材養成事業を立ち上げ、介護職員初任者研修は引き続き、新たに介護福祉士実務者研修を開講し、介護人材の養成と専門職としての質向上を目指し、将来的な本会事業の姿を見据えながら、本事業を柱の一つにいたします。

本会では、多くの市民の皆様に参加・協力していただけるよう、分かりやすく役に立つ情報を提供するとともに、地域福祉の推進を目的とする本会の公共性と民間組織としての自主性という2つの側面を併せ持つ組織力を活かし、市民の皆様や関係団体、市と連携を図り、市民一人ひとりの福祉ニーズに対応していくことで誰もが安心して、自分らしく、いきいきと、自立した生活ができるよう、地域福祉でまちづくりを進めてまいります。

令和4年度 事業計画

第4期地域福祉実践計画 事業の概要と取組みの方向

～共に生きる 安心・安全・福祉のまちづくり実践プラン～

【1つめの柱 「ひとりを支える『地域』をつくる」】

→「地域」に焦点を当て、地域の課題を地域住民自らが把握・共有し活動できる地域社会（コミュニティ）を目指し支援します。

◎重点実践活動 地域の課題の把握と住民の福祉活動を支援します

事業名	取組みの方向など
1 地域福祉委員設置事業	1 役割の再確認を行うとともに、町内会・民生委員と連動し活動できる仕組みづくりをすすめていきます。
2 地区社協設置事業	2 地域の課題把握のため組織としての役割の広報と新規設置をすすめます
3 町内会等 <u>地域</u> 活動支援事業	3 町内会等での福祉活動に役立ていただくため利用促進、財源としての共同募金についても合わせて広報に努める。令和3年度町内会に限らず事業を活用いただけるよう助成内容を変更した。より柔軟に多くの団体に活用いただけるよう周知する
4 救急医療情報キット設置助成事業	4 地域での安心安全に役立つツールとして利用促進すると同時に、情報の更新についても情報提供に努めます
5 防災に対する取組み ・地域災害講座の開催 ・災害ボランティアセンター	5 防災を通じた地域福祉活動として、行政や地域活動と連携し講演会や訓練への積極的な参加、講師派遣を行います。災害ボランティアセンターマニュアルの点検・見直しやマニュアルに基づき設置を想定した訓練等に取り組みます
6 地域福祉活動等用具貸出の実施	6 （貸出し物品）車椅子・行事用テント・パイプ椅子・折りたたみベンチと机・高齢者疑似体験セット・餅つき機・舞台・かき氷機・福祉車両等、地域からの要望に柔軟に対応し地域活動を支援します
7 除雪機の貸出し（市より貸与）	7 町内会やボラ団体が除雪ボランティアを行う際の負担軽減とささえあい活動普及を目的に貸出します
8 生活支援体制整備事業 <u>市受託</u> ・住民参加型支えあい活動（サロン開催） ・生活便利帳の運用（有志ボランティアの会） ・支え合いを広げる協議会の開催	8 ささえあい活動に必要な拠点づくり（サロン開催）や講座等を開催し、市・地域住民と連携を図りながら支え合い活動を推進します。又、協議体を設置して事業を推進します
9 地域支え合い推進事業業務 <u>市委託</u>	9 集落支援員への活動経費等の支給に関する業務を通じて集落支援員活動の後方支援を行う

【2つめの柱 「ひとりを『みんなで』ささえるまちをつくる」】

→介護保険事業を中心とする個別支援の充実と多様な資源や情報の「環境」整備に焦点を当て、様々な機関と結びつきを深め、ひとりの課題を総合的・継続的に把握し支援できる体制を整備していきます。

◎重点実践活動 1 安心して相談できる機関として相談事業の発展向上につとめます

事業名	取組みの方向など
1 一般相談（電話相談含む）	1 月～金の9～17時 職員による相談
2 心の健康相談	2 月1回 臨床心理士による
3 介護・障がい福祉相談	3 月～金の9～17時 職員による相談
4 権利擁護相談	4 //
5 法律相談 市受託	5 第2水曜日の13～16時 弁護士による

◎重点実践活動 2 困りごとを相談しあえる仲間と地域づくりへ市民への理解促進につとめます

事業名	取組みの方向など
1 ふれあいサロン（みんなのサロン含む）の設置 促進と参加	1 市民の集いの場（サロン）について市民の理解と参加を呼びかけます。 ・運営支援（2団体） ・新規地域開拓 ・近隣町内会、福祉他団体、ボラ団体との協働

◎重点実践活動 3 地域ささえあいの意識醸成、認知症、権利擁護等について学習会を実施するほか、関係機関との連携を図ります

事業名	取組みの方向など
1 地域でささえあう研修会等の開催	1 テーマを定め、住民・関係機関等と共に学ぶ機会とします。また、非接触型の研修環境整備に努めます
2 障がい者等理解促進研修・啓発事業の実施 市受託	2 ノーマライゼーションの普及を目的とした講演会等
3 介護や福祉に関する講師派遣	3 地域や団体の要望に応じ介護などについて分かりやすく説明します
4 地域福祉実践計画ネットワーク会議の開催	4 多機関との連携と情報共有の場として開催します
5 美唄市社会福祉大会の開催	5 地域福祉従事者への表彰、講演会等の開催から、地域住民・関係団体との交流を図ります
6 「美唄市地域福祉計画」との連携・協力	6 地域福祉推進大会を共催で開催 ※全て新型コロナウイルス感染症の状況に配慮した開催を念頭に置く

◎重点実践活動 4 権利擁護へのとりくみ

事業名	取組みの方向など
1 日常生活自立支援事業 道社協受託	1 認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行います ・ニーズを抱える人への情報提供及び福祉サービス利用援助契約の促進 ・日常生活自立支援事業にかかわる相談の受付 ・生活支援員の選任、支援活動のフォロー ・利用者の通帳または印鑑の預かり
2 成年後見支援センターの設置、運営 成年後見「中核機関」の運営 市受託	2 高齢者、障がい者の「生活」や「財産」に関する不安や困りごとについて相談に応じ、様々な権利が守られるように支援します また、市民後見人の広報活動に努めます ・成年後見（法人後見）の実施 ・市民後見人スキルアップ講座 ・成年後見制度の周知・啓発 ・〃 〃 に関する相談業務

◎重点実践活動 5 その人らしい安心のある暮らしを支える仕組みづくり

事業名	取組みの方向など
1 介護人材養成事業 新規	1 ・介護職員初任者研修を開催し、介護人材の養成・確保を目指します
2 居宅介護支援事業【ケアマネ】 生活支援センター	・介護福祉士実務者研修を開催し、介護福祉士資格取得の促進、介護職員のレベルアップを目指します。
3 予防給付マネジメント【ケアマネ】 市受託	2 介護が必要になっても自宅で暮らしていける計画を作成します
4 通所介護事業 (かがやきデイサービスセンター)	3 要支援1、2の方へケアプランを作成
5 生活介護 (")	4 利用者の楽しみや活動の場を提供し、機能訓練等に取り組みます
6 認知症対応型通所介護事業 (ふれあいデイサービスセンター)	5 障がい者の入浴・活動・交流の機会を提供していきます
7 訪問介護事業 (さわやかヘルプステーション)	6 認知症の方へのきめ細やかなケアを提供して安心な場を提供します
8 居宅介護 (")	7 自立支援を意識しながら利用者と共にある事業所を目指します
9 障がい者相談支援事業 市受託	8 障がい者の生活を支える支援を提供していきます
10 特定相談支援事業・障がい児相談支援事業 (相談支援センターいんくる)	9 障がい者の抱える様々な課題に向き合います。障がいの理解普及セミナー開催及び自立支援協議会の事務局運営、事業所部会を年2回程度開催します
11 配食サービスの実施 "	10 障がいを持たれた方々へ生活課題を把握し自立を支援するよう計画を作成します
12 生活福祉資金貸付事業 道社協受託	11 調理が困難又は栄養改善・安否確認が必要な高齢者に対し、配食サービスを提供し在宅生活を支援します
13 たすけあい金庫の貸付	12 低所得世帯、障がい世帯等の経済的自立と生活の安定を図るため資金貸付と相談・支援を行います ・各種資金の貸付及び償還等の援助指導 ・道社協と連携し、滞納者への償還指導を行います
14 生活困窮者等に対する安心サポート事業 道社協受託	13 市生活福祉グループと連携し、保護適用となるまでの間のつなぎ資金として貸付を行います(限度額5万円) このほか、貸付が困難な人や、他にも解決すべき生活課題がある人に対しては、法人内外の関係機関と連携を図り支援します
	14 「制度の狭間」にある生活困窮などの課題を抱える方に対し、相談支援と経済的援助を行います

【3つめ柱 「ひとりを支える人・場所をつくる」】

→「人」と「居場所」に焦点を当て、市民のマンパワーが活かされる仕組み・場所づくりを支援していきます

◎重点実践活動 1 地域住民の活動参加のきっかけづくりを応援します

事業名	取組みの方向など
<p>1 まちづくり講習会の実施</p> <p>2 社協版人材バンクの設置</p> <p>3 社会参加促進事業 市受託</p>	<p>1 福祉に限らず様々な内容で開講し、選択する楽しさを持って活動と交流のきっかけづくりとします(年6回程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主グループへの活動支援(会場の提供・新規参加者呼びかけ) <p>※全て新型コロナウイルス感染症の状況に配慮した開催を念頭に置く</p> <p>2 生活支援体制整備事業「匠ノート」と連動させ、サロン開催地域を中心に人材(活動者)の情報を把握し交流・紹介・斡旋を行います</p> <p>3 ノーマライゼーションの普及と障がい者の社会参加促進を目的に各奉仕員養成講習会を開催、また登録奉仕員の研修を行います</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員養成講習会(後期課程)(6~11月) ・要約筆記 " (9~11月) 隔年開催 ・声の広報発行(毎月1回) ・芸術・文化等講座(年1回程度) ・ろうあ者教養講座(年1回程度) ・登録奉仕員研修会(手話・要約筆記 年2回) ・体験教室(各分野 年1回)

◎重点実践活動 2 市民ボランティア活動を支援し、ノーマライゼーションの普及に取り組めます

事業名	取組みの方向など
<p>1 市民ふれあいまつりの開催</p> <p>2 びばい社協ボランティアセンターの運営</p> <p>3 ボランティア団体活動助成事業</p>	<p>1 ボランティア・福祉団体、福祉施設と実行委員会を組織し、時期や内容の再検討を行い、ノーマライゼーションの普及を目的に開催。</p> <p>2 「ボランティアしたい人」と「ボランティアしてほしい人」双方のニーズ把握と需給調整を行うとともに、ボランティアに限らない資源として、企業社会貢献等の推進を図る。また除雪ボランティアや災害ボランティア活動者の増員を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動保険料一部助成 ・除雪ボランティアの実施 <p>3 活動振興を目的に、審査委員会を経て助成(上限1万円)</p>

◎重点実践活動 3福祉教育を通じて、次世代の担い手を育成します

事業名	取組みの方向など
1 福祉教育、ボランティア学習への協力支援	1 学校に対する福祉教育の支援や情報提供を通じて子どもたちの「共に生きる力」を育みます（随時） ・講師派遣と調整、器具貸出し ・学童、生徒のボランティア活動普及事業協力校の推薦
2 各種学校からの実習等の受け入れ	2 新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、受け入れについて協議していく

【分かりやすく、親しまれ、たよりにされる社協を目指します】

重点実践活動	事業の概要
分かりやすい情報提供につとめます	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙「ぼぷら」発行（年3回発行） ・HPの更新 ・フェイスブックの更新 ・社協事業PRのためのチラシ作成と配布（随時）
第4期地域福祉実践計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・推進期間の後半に入り、中間評価・見直しを図るとともに次期計画策定に向け準備を進める。
外部団体との協力	<ul style="list-style-type: none"> ・各福祉団体への協力と助成 <p>【団体事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美唄市民生児童委員協議会連合会 ・美唄市シルバークラブ連合会 ・美唄地区保護司会 ・美唄身体障害者福祉協会 ・美唄市介護家族と共に歩む会（あしたば） <p>【活動助成】 福祉団体助成金 10団体</p>
事業推進のための安定した財源確保と基盤強化	<ul style="list-style-type: none"> ・会員構成拡大（一般会費・特別会費） ・共同募金会、歳末たすけあいへの協力 ・総合福祉センター受託運営
会務の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・正副会長、事業経営会議の開催（月1回） ・理事会、評議員会の開催（理事会：年6回程度 評議員会：年2回程度） ・定期監査の実施（年4回） ・運営協議会委員の改選、開催（年2回）